

令和5年（ネ）第206号 女川原子力発電所運転差止請求控訴事件

控訴人 原 伸 雄 外15名

被控訴人 東北電力株式会社

証拠説明書
(甲A60)

2023（令和5）年9月27日

仙台高等裁判所 第3民事部 御中

控訴人ら訴訟代理人 弁護士 小野寺 信 一
外

号証	標目 (原本・写しの別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨
甲A60	朝日新聞 (令和4年9月20日) 写し	R4. 9. 20	朝日新聞社	規制委員会初代委員長が 「技術というのは、必ず事故やトラブルが 起こるもの。事故を拡大させない、どの程 度までに抑えるか、という考え方が大事で すが、日本は無謬性を求めすぎます。それ で『安全だ、安全だ』と言わざるをえなく なって、安全神話の落とし穴にはまってし まう。でも、絶対安全なんて、ありえない んです。」 と発言していること。 「大事故があり得る」が福島第一原発事故 の規制委員会の一貫した姿勢であること。